

2018年9月19日

須増 伸子

一番、日本共産党のすます伸子です。

まず、西日本豪雨災害において、お亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災されたすべての方々に心からお見舞いを申し上げます。また、発災直後から昼夜を分かたぬご奮闘をいただいた県庁職員、各市町の職員の皆様、各地からお越しいただき、災害復旧、支援でご尽力いただいたボランティアのみなさん、他自治体からの応援の職員のみなさんに対し感謝を申し上げます。

日本共産党は、発災後直ちに災害対策本部を立ち上げ、被災者救済・支援活動を通じ、要望を聞き取り、国、県、市のそれぞれに繰り返し要望してきたところであります。

また、この度は、わたくし自身、真備町箭田に夫の実家がありまして、家族五人が家の屋根から救出され、今も避難生活をしております。また、株うちの方も亡くなりました。晴れの国岡山でこんなことが起こるのかと言葉を失うほど怖さと喪失感をもちました。被災された方々はこの7月、8月の酷暑の中、避難所から被災した自宅に通いながら家財の運び出し、土砂の掻き出しに追われる毎日でした。今後、自宅の再建をどうするのか、生業の見通しをどのように立てるのか、再び真備町で安全に暮らしていけるのだろうか、と不安を抱えながら日々暮らしています。今後は被災者の要求を最優先にして、被災者が前を向き一步を踏み出せるような支援策を願っています。そのためにも私も全力を尽くしていきたいと思っています。今回の質問は、特に倉敷市真備町のことを中心に、そのなかで課題となっている問題や感じていることを問いたいと思います。

1、まず初めに、小田川と各支流の堤防決壊による大規模洪水について、その原因究明と復旧についてお聞きします

①この度は51名もの尊い命が失われました。2350名もの方々がボートやヘリで救出されました。1200ヘクタール浸水し、避難を余儀なくされている方は8000人に及んでいます。かつてない大豪雨であったことは間違いありませんが、それにしてもなぜ小田川でこれほど甚大な被害が起きたのか、

原因究明が行われなくてはならないと思います。

高梁川水系小田川堤防調査委員会は、「堤防決壊の主たる原因は越水によるもの」と堤防決壊のメカニズムを工学的見地から解析しました。しかし、堤防が決壊に至るほどの『越水』がなぜ起こったのかという点は検討事項に入っておらず説明されていません。

私は、今回の堤防決壊に至る越水の原因は、小田川の流下能力の不足と考えています。

流下能力不足の原因は、高梁川からの背水影響による水位上昇に加えて、真備町内の小田川の河川全域に、橋げたを大きく超えるような雑木が大きく生い茂りジャングルようになっていました。こうした河道内の樹林化を放置し河道掘削を実施してこなかったことによる河積不足です。

日本共産党として毎年のように岡山河川事務所や国土交通省へ樹木の伐採要望を行ってきました。国は、必要性は認めながらも「予算がないからできない」という理由で、わずかな樹木伐採しか行わず、年々木々のほうが早いスピードで群生していったのです。国土交通省は高梁川河川整備計画の中で、小田川の川道内樹木の増加傾向を指摘し放置すると「水位の上昇や流木の発生原因となるなど重大な災害を招くおそれ」があることを指摘しています。そして計画的な伐採をすとしていました。

しかし、実際には河川管理を怠ってきたわけで、国の責任は重大ではないでしょうか。

知事として、国に対し、小田川の治水対策について、小田川合流点付け替え工事の早期実現はもちろんのこと、河川管理の責任と対策を毅然たる態度で求めていただきたいと思います。国への対応について知事の決意をお聞かせください。

②今回の洪水は、小田川の支流が決壊し、その後小田川本体が決壊しています。6日から7日の零時前後に高馬川、末政川の決壊がおき、家屋や人が激流にのまれ生命の危機にさらされており、119番されていました。その場で支流決壊の事態は行政として把握されていたと思います。記録では国が小田川氾濫を発表したのは0：30でした。そして、その地域の避難指示はそれから1時間後の1：30に出されています。そして避難指示を知ったときに避難しようと思ってもすでに水が来ていて避難できなかった多くの方が逃げ遅れるという事態となりました。国の河川事務所も、県も市も、決壊の事態をすぐに把握できずにいたのでしょうか。小田川とその支流について、決壊の把握がどのように行われたのか土木部長に伺います。

③また、詳しくは、岡山県の「平成30年7月豪雨」災害検証委員会での解

明を待ちたいと思いますが、現時点で、県として避難指示の遅れについてどう評価されているのか、危機管理監、お答えください。

④つぎに、県が管理していた支流の問題です

ア) 先ほども述べた通り、この度の洪水は、まず高馬川、末政川の決壊が先におき真谷川も含め支流の激流の破壊力は小田川の決壊より激しかったことが現地を見ればわかります。小田川の堤防より支流の堤防のほうが低く、しかも強度が弱い支流からこわれ浸水が進みその後本流の小田川が崩れたことが時間経過を見ても明らかです。これまで、国は、高梁川河川整備計画の中で、危機管理体制の整備の項目で、小田川合流点付け替えにより洪水の流下を開始される時点までは、「洪水予報河川」及び「水防警報河川」に指定し洪水予報を発表するようになっていました。当然、小田川の特性を捉え、過去の水害も検証されていれば、各支流が小田川の堤防より低いこと、強度が弱いことなどを含め、支流の治水対策が進めてこられなくてはならなかったと考えます。県として、これまで支流の管理をどのように進めたのか。また今回の支流の決壊の原因をどのように認識しているのか。さらに、今後、どのようなテンポで、どのような堤防強化を実施して堤防を本格復旧するのか併せて土木部長のお考えをお示しください。

イ) 末政川と市道(旧国道486号)・内山谷川と背谷川と国道486号が交差するところは、道路敷きのほうが堤防より低いために、水害時は道路を通行止めにして陸閘を操作し、仮堤防をつくるということになっている場所が三か所あります。国道486号については、昨年も県民局が地元住民の求めに応じ、陸閘について説明会を行っています。しかし、現実にはまったく機能しませんでした。そもそも陸閘を操作しなくてはならないような水害時には、陸閘まで職員や業者がたどり着けないことがよくわかりました。このやり方をやめて、堤防の高さを維持し道路はその上を通るように改善すべきと思いますが、陸閘の見直しについて土木部長のお考えをお示しください。

ウ) 支流の決壊のとき、県が認識できていなかったことは重大です。小田川付け替えまでは少なくとも5年程度の年月があります。同規模の豪雨が来ることを想定し直ちに、支流にも河川ライブカメラを設置すべきと考えますがいかがでしょうか。土木部長お答えください。

⑤小田川とその支流の復旧工事については、地元説明会を支流ごと、地域ごとに開催すべきと考えます。土木部長お答えください。

⑥これから、このたびの小田川の決壊について総合的な検証を進めるために、地元住民の声を聞く会をひらき、検証作業に地元の方々の声を生かすようにして、これからの真備の再生に向けて官民共同の取り組みとなるようにすべきと考えますが、知事のお考えをお示してください。

⑦また小田川河川敷地の管理、河川空間の利用について、高梁川水系河川整備計画の中にも触れられていますが、小田川の再樹林化を防ぐためにも官民協力しながらの河川敷地、河川空間の適正な管理が必要ではないでしょうか。イベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育など幅広い分野における活動の場としての河川敷地等の整備についてどのように考えているのか、知事のお考えをお示してください。

知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

小田川等の堤防決壊についてのご質問であります。

まず、国への対応についてであります。小田川の越水原因については明らかになっておらず、国の河川管理の責任について申し上げることは適当ではないと考えておりますが、先般、国から小田川合流点付け替え事業等を平成 35 年度までに完了するとの目標が示されたところであり、本事業の一日も早い完了に向け、国に対し、強く働きかけを行うとともに、県としても必要な協力を行ってまいりたいと存じます。

次に、官民協働での検証についてであります。決壊原因とその対策については、小田川堤防調査委員会において現地調査を行うなど、十分に検討されたところであり、県として、あらためて検証を行うことは考えておりませんが、今後、復旧工事の内容等を地元で説明する中で、地元のご意見も伺ってまいりたいと存じます。

次に、河川敷地等の整備についてであります。小田川については、河川整備計画の中で、「やすらぎを感じる河川景観を有しており、水遊び等自然と調和した健全な活動の場の確保に努める」とされております。

また、お話の河川敷地等の整備については、河川環境の維持・保全にもつながることから、ご提案の内容について、国に伝えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

まず、決壊の把握についてであります。国が管理する小田川は、広範囲の浸水の状況から7月7日の早朝には決壊していたものと思われませんが、国からの情報により、7月7日午前10時30分に1カ所目を、午後11時40分に2カ所目の決壊を把握しております。

県が管理する河川についても、国からの情報により、高馬川については、7月7日午前5時30分頃、末政川については、午前6時30分頃、真谷川については、7月8日午前9時50分頃に決壊を把握しております。

次に、県管理河川のうち管理等についてであります。3支川については、昭和47年の災害などを受け、平成8年にかけて改修を実施するとともに、維持修繕など適切な管理に努めてきたところであります。

決壊原因は、小田川堤防調査委員会の報告では、主に小田川の逆流による越水とされており、今後、概ね5年間で、堤防の嵩上げや拡幅等を全力で進めてまいりたいと存じます。

次に、陸閘の見直しについてであります。陸閘は、地形条件や土地利用上、やむを得ない場合に、堤防に設置する施設であります。洪水時には、気象や現場の状況等によっては閉鎖することができず、流水が河川外に流出するという危険性もあります。

このため、お話の陸閘については、堤防の復旧等を行う中で、河川管理者と道路管理者で、その在り方について、検討してまいりたいと存じます。

次に、ライブカメラの設置についてであります。小田川の3支川については、ライブカメラの設置までは考えておりませんが、今回の災害を受け、新たに水位計を設置し、既に水位の情報を提供しているところであります。

今後、水防活動や避難判断等を行う中で、必要性が生じた場合には、その設置について検討してまいりたいと存じます。

次に、地元説明会の開催についてであります。先般、河川激甚災害対策特別緊急事業として認められたところであり、今後、事業計画案を作成したうえで、お話のように支川ごと、地域ごとに地元説明会を開催し、事業に着手することとしております。

また、小田川については、ご要望の趣旨を国に伝えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

危機管理監

お答えいたします。

避難指示の遅れについてであります。県では、これまでも市町村に対し、躊躇なく避難勧告等を発令するよう助言しているところであります。

現在、専門家による第三者委員会を設置し、豪雨災害での県の対応状況について、検証を進めているところであり、こうした中で、市町村の避難情報の発令状況等についても明らかになるものと考えており、県としては、引き続き、委員会での検証が円滑かつ適切に進むよう、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。まず決壊の把握について土木部長が今言われた日にち、時間ていうのは、7日の日中明るくなつてからの数字をずっと言われたんですけれども、河川事務所から県に報告が行った資料を、県から資料でいただいていますけれども、河川事務所から小田川の氾濫発生が起きたのは0時30分に県の水防本部、土木の中の河川課が防災砂防課に置かれていると思うんですけれども、水防本部に0時30分に通報が行っております。そのメールの着信を確認できていないという文書も頂いておりますけれども、その時点での確認ではないんですか。

土木部長

0時半というの、高馬川のことでしょうか。小田川ですか。

小田川につきましては、国の方が7月7日の10時半にプレス発表をされておりますので、まあその状況で把握したというところでございます。

須増議員

現場の方が、プレス発表で把握をするというのが、基本的に理解できないんですけれども、この小田川は先程言いましたように、県や国が洪水予報すべき河川に指定されている特別な河川でありまして、そのために河川事務所は県に対して、また市に対して、随時判断情報を通報しているわけなんですけれども、その体制が機能していなかったというご答弁でお聞きしてよろしいのでしょうか。

土木部長

再質問にお答えします。小田川の決壊という事につきましては、こういう決壊情報という事になりますけれども、水防管理者のほうで遵守をして決壊等を確認するという、水防法ではそういう風になっておりますので、県としては本来ですとそういう流れの中で情報が伝わってくると、いう風に理解をしている訳ですけれども、今回につきましては、小田川は国の直轄でございますけれども、国の方から県に直接そういう情報が来て、我々は分かったというのが実態でございます。

須増議員

氾濫発生情報、そちらから頂いた資料です。先日。氾濫発生情報を、7日の明朝0時30分に県の防災本部に河川事務所からお伝えした情報はあるんですけども、そのところに、河川事務所がメール送信を確認したけれども、県はメールに気付かなかったと、本来県の本部から県民局にお伝えし、そして現場の陸間や対応をしなければならないというルールがマニュアルにある訳ですけれども、そのメールに気付かなかったという所までは、お認めになっていませんか。

土木部長

再質問にお答えします。ちょっとそのメールの件については私今、手元にございませんので、回答については難しいと考えております。

須増議員

いずれにしましても、大変な災害で、メールに気付かなかったという事態が起こったのかもしれませんが、このことについては本当に今後、真相解明をしていただいて、先ほども言いましたように、0時前後、6日から7日にかけての0時前後に119番が何本もかけられて、高馬川と末政川が決壊し、家が押し流され、まさに激流の中で、生命の危機にさらされていらっしゃる、実際に亡くなった。うちの株うちもその一人なんですけれども、高馬川の決壊のその場所におりましたから。そういう事態が起こっていたのに何で1時間後に避難指示が出されたのかっていうのは本当に解明して頂きたいと思います。これは要望致します。時間がないので次に行きます。

危機管理監にも同様の質問なんですけれども、避難指示の遅れについて躊躇なく市町村に指導したとのことですが、どうして消防や警察が理解していて、本体の県や市の危機管理が、真備町で起こっている事態に気付かなかっ

たのかというのが、どうしても不思議なんですけれども、どう認識されていますか。

危機管理監

先ほどもお答え致しましたように、現在検証委員会で県の対応について検証している訳であります。その県の対応というものは、市町村の対応が前提になってくるものでありまして、その内容について現在解明を進めているところであります。そうしたことを進めるために、県の範囲で、県の防災システム上、市町村がどのタイミングで避難関係の情報を出したかというのがわかるんですが、避難情報というのは県の防災システムというのは、どちらかというところ2次的3次的なものでありまして、市町村がまず自ら防災行政無線であるとか、エリアメールであるとか、様々な手法であるそのうちの一つが県の防災システムへの入力で、例えば県からメールが出る、一連の動作になります。従いまして、県でわかる範囲のことを市町村に示しておりまして、それに対して市町村が検証委員会に出す資料に出して、そこで検証すると、いう流れになりますので現時点では先ほど答弁しましたように県と致しましては検証委員会できちっとした検証を行われるように取組みとか市町村に照会をかけたり、県でできる確認をしている段階でございます。ご理解いただきたいと思います。

須増議員

この度の災害は、本当に逃げ遅れた方が大変いらっちゃって、夜中であつたことが一番不幸であつたし、自主防災組織もあつたけれどもなかなか、十分に避難しなかった、色々な問題があると思いますけれども、やはりいち早く危機を察知したところから、警報を出して頂きたかつたという検証は本当に、もうちょっと真摯に取り組んで頂きたいと、要望致します。

次に支流についてなんですけれども、この図を見てもらったら、今回の決壊は小田川が大きく2カ所決壊してるんですけれども、それに先行して支流が6カ所決壊しておりまして、支流の言ったように破壊力がひどく、支流の決壊部分で亡くなられた方も大変多い。しかも末政川に至っては、末政川より小田川の付け替えの付け替えからこちら側は決壊していない訳ですから、この川辺や岡田のこのあたりというのは、末政川が決壊していなかったら浸水していなかった訳ですね。こちらのエリアにも亡くなつたがたくさんいらっちゃっているんですね。要は、かなり時間があってだんだん浸水していくわけなんですけれども、そのまさに高馬川や末政川の決壊時の警報が遅れたことや、またその時間経過の中で1日くらいの経過時間がある訳ですから、どうしてもっと早く全

体として全体像を夜が明けた時に掴んで頂けなかったかなという思いがあります。それで、支流の問題というのは思った以上に私も深刻な問題で、この支流対策をどうして進めて頂けなかったか、認識できていなかったのか、という思いをしております。どのように土木工事、治水対策、支流問題について感じておられるのか、県の管理ですので、もう一度お願いします。

土木部長

再質問にお答えします。

支流の対策についてどのように考えているのかという所でございます。この3支川につきましては47年当時のですね、色々な豪雨がございまして、その状況を踏まえて平成8年度くらいまでにかけて改修をしております。ですから、その当時もおそらく小田川からの逆流、といものはあったものを工事をして現在の堤防という形が計画され、改修されているとは理解しておりますけれども、今回の豪雨によってそれを超えるような、とくに小田川からの逆流が生じたことによって当初の計画していたよりも大きい力が働いて破堤したという所が原因ではないかと考えております。ですから、今後はそういった高さがどうかとか、あるいは堤防を太らせて強度を保っていくとか、そういったところをですね、今回認められていた河川激甚災害事業のなかで対応として取り組んでいきたいという風に考えております。

須増議員

ありがとうございます。支流の決壊の3河川、末政と、真谷と高馬川して頂くんですけれども、その先の大武谷川や背谷川や内山谷川の管理については今回計画に入っておりません。こちらでも越水をしておりますので、しかも陸閘があってそこが越水的主要原因になっている部分もあります。そちらにもちゃんと水位計をつけて対応して頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

土木部長

再質問にお答えします。

3支川以外の対応という事でございますけれども、陸閘の方につきましては、そういったところの復旧の状況を見ながら、どういった対応をしていくかという事は考えていきたいという風に考えております。水位計につきましては、現時点ではつけるつもりはありませんけれども、先ほど言いましたように今後水防活動、避難判断、そういったものの中で必要があれば検討して参りたいと考えています。

須増議員

土木部長、とにかく地元の方が大変支流も含めて情報がないことを心配をされていますので、説明会を1日も早くして頂きたいと要望したいと思しますので、よろしくをお願いします。

この問題での最後に知事にお聞きするんですけども、小田川の決壊について、先ほどの話と同じ話になるんですけども、行政は何を考えているのか教えてほしい、住民は毎日自分たちの暮らしをどうしていこうか、とてつもない不安の中で、やはり情報が欲しいと切望しております。小田川がどうなっていくのか。支流がどうなっていくのか。そして自分たちの意見をもっと言いたい、もっと自分たちもそこに参加していきたい、一緒に再建していきたいという思いを持っておられます。自分たちの町をどうしていくのか、とい主体的な積極的な方々もたくさんいらっしゃいます。そういう意味で、住民参加でこの取り組みをして頂きたい、そのきっかけになる住民の声聞く会というものを、ぜひ、知事、決断して頂きたいんですけども、知事いかがでしょうか。

知事

これから被災地を再建するにあたって、住民の意見を聞く場が必要なのではないかとございます。頂いた質問は決壊要因について住民の意見を聞くべきではないかと、いう事でございました。これは国が科学的に検証するものであって、科学的な結果について民主主義でこちらの数が多かったのでこっちだと思います、ということではなくて、実際の証拠ですとか、科学的知見に基づいて行われるべきだということをお願いいたします。

それで、これからの再建という事に関しましては、住民のみなさんの思いを受けて我々が計画のお示しをする、またお示しした計画を住民のみなさんに理解していただいて、必要であればそれを修正していく、というのは大変重要でございます。極端な話我々はよかれと思ってものすごい施設を作った、けれどもその意図が理解されずに、もしくは15年かけて素晴らしいものをつくりま、という事が15年も待てるわけじゃないかということで、多くの方が被災地を去ってしまったらその膨大な工事が無駄になってしまうわけでありまして、きちんと我々は現実的な、工事は1日でできる訳ではありませんので、どんなに急いでもこういう物理的な事情でこれくらいの時間はかかります、でもこういう根本的な工事をする前にこのような対策をソフト、ハードで命を守るようにします。できるだけ早く戻ってこれるようにしますので、ぜひ、たくさんの方に戻っていただけるようお願いいたします。そういった双方向のコミュニケーションは非常に大事だと思っています。具体的にどのような、形を作っていくのか、これはちょっと今私の頭の中にはございませぬけれども、そうい

ったコミュニケーションが大事だという事については十分に理解をし、ぜひいい形を作っていきたいと思います。

2. 被災者の住まいの確保についてです。

①発災から2か月が経過し、現在、借上型仮設住宅への入居が進み、建設型仮設住宅への入居も始まったところですが、しかしながら、未だに住居が決まらない方も多くおられます。倉敷市では9/5現在で罹災証明が出ている件数は約5700件。一方、借上型及び建設型仮設住宅に入居が決まっている件数や応急修理を申し込まれている件数を合わせると4084件です。住まいを必要としている方の実態をどう把握しているのか。そして、今後希望するすべての方が入居できるよう余裕をもって建設計画をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。併せて保健福祉部長にお尋ねします。

②建設型仮設住宅の木造での増設を求めて質問します。

東日本大震災や熊本地震の被災地では、木造の建設型仮設住宅が多く建設されています。県産材の使用と、地元業者への発注という地域経済への効果も含み、換気性能が良く、結露しにくい、高齢者や障がいのある方の実情に合わせ、バリアフリーにも対応しやすいなどのメリットがあります。岡山県では、当初、一般社団法人全国木造建設事業協会と協定が結ばれていなかったわけですが、直ちに締結し現在57戸の木造仮設住宅の建設が行われています。今後建設する仮設住宅はプレハブより木造が好ましいと思いますが、土木部長のお考えをお示してください。

③また、今後、高齢者世帯などを中心に自力で住宅を再建できない被災者が一定数出てくることは明らかであり、真備町内に災害公営住宅の建設が必要と考えます。災害公営住宅の建設についてどのように考えているのか知事のお考えをお示してください。

④次に、借上型仮設住宅、いわゆるみなし仮設住宅についてです。

みなし仮設住宅では、介護認定を受けている方や高齢者や障がいのある方でバリアフリー対応が必要な方から、「転倒した」「手すりの設置が承諾されない」、あるいは「多人数世帯で間取りのミスマッチが起こった」などの理由で、他の物件への住替えを要望されている事例があります。こうした特段の事情がある場合には、他の物件への住替えや建設型仮設住宅への申し込みを可能にするなど柔軟な運用を強く求めたいと思います。保健福祉部長のお考えをお示してくだ

さい。

知事

お答えいたします。

被災者の住宅確保についてのご質問であります。

災害公営住宅の建設についてであります。災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら確保することが困難な方に安定した住宅を提供するものであり、今後、倉敷市において、その必要性等を検討される場合には、県としても技術的な支援等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

被災者の住宅確保についてのご質問であります。

まず、実態の把握等についてであります。住宅の確保が必要な世帯の状況は、市町村において把握されるものと考えていますが、被災世帯の多い倉敷市においては、いまだ一部の世帯について、住宅の確保状況を把握できていないことから、今後、アンケート調査などの実施を検討するとのことあります。

県としては、そうした状況を踏まえ、市町村を協議しながら、早期に入居が可能な借り上げ型仮設住宅の確保を中心に、必要に応じて建設型仮設住宅の整備も検討してまいりたいと存じます。

次に、借り上げ型仮設住宅の運用についてであります。応急仮設住宅は、被災者に対し、応急的・一時的に仮住まいを提供するものであり、原則として、仮設住宅から仮設住宅への住み替えは認められていないところであります。

しかしながら、入居後の健康上の理由など、やむをえない場合については、被災者の具体的な事情等を勘案した対応が可能か、個別に国と協議してまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

木造の建設型仮設住宅についてであります。今回の建設にあたっては、入居者のニーズに対応するため、倉敷市とも協議を行い、木造とプレハブ両方の構造で建設することとしたところであります。

今後建設する場合には、改めて協議を行い、構造について検討してまいりた

いと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。今後の建設型仮設住宅の増設を求める問題なんですけれども、一部倉敷では把握できていない、というお話があったんですけれども、大変農村地帯で、親類縁者を頼って、身内や知人に身を寄せていらっしゃる方が、かなりの数いらっしゃる事が推定されます。そういう方々が安心して、地元の近くに、真備の近くに帰ってきたい要望っていうのはすごく強くて、仮設住宅が潤沢にあれば申し込むんだけど、申し込んでも2階とも落ちたって方までいらっしゃるって、本当に当たらないって思いでもう諦めている前提があると思うんですね。そういう意味でもっと余裕を持って、アピールをして頂きたい。ちゃんと建設をして、安心して帰ってきて欲しい、という思いで要望をしておりますので、決意をお願いしたいと思います。

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

被災者の方の住宅確保についてでございますが、まずは倉敷市として調査をしてから行うと聞いておりますので、県としては、市の調査に対して必要な協力等を行って参りながら、しっかりとまず把握してから必要に応じて建設型仮設住宅の整備についても検討して参りたいと思います。

3、次に生活再建の支援についてです。

①国に対して被災者生活再建支援金の上限を現行の300万円から500万円へ引き上げよとの改正案を6野党・会派で提出しています。ぜひ知事からも国に対し引き上げの要望をすべきと考えますが知事のお考えをお示ください。また、県独自の支援制度を持っている県は少なくとも16県に上ります。岡山県でも独自の支援制度をつくるお考えはありませんか。併せて知事のお考えをお示ください。

②次に、医療費等の自己負担無料化の期間延長を求めます。現在、10月31日までは医療費および介護保険利用料の自己負担については、特例措置がとられています。その後は、自治体が延長の意向を示せば、通常の規定にのっとり、引き続き医療費及び介護保険利用料の自己負担無料化の延長が可能です。ぜひ延長していただきたい。保健福祉部長に答弁を求めます。

知事答弁

お答えいたします。

被災者の生活再建支援についてのご質問であります。

支援金上限額の引き上げ等についてであります。被災者生活再建支援金は、全国の都道府県が拠出した基金を活用した制度であり、その見直しには、関係者の合意が重要となります。

現在、全国知事会において支給対象の拡大などについて検討されており、その中でしっかりと議論したうえで、必要な制度の見直しについて、国に働きかけてまいりたいと存じます。

また、独自の支援制度については、まずは、国の支援制度の見直しの動向を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

医療費等の自己負担無料化の延長についてであります。このたびの特例措置は、被害状況等に鑑み、必要な医療・介護サービスの利用に支障をきたさないよう、市町村が国民健康保険の窓口負担や介護保険利用料を免除した場合、一定期間、国から財政支援を受けられるものであります。

今後、財政支援の延長等に係る国の動向を注視しながら、適宜市町村に情報提供し、免除の継続に関する意向を取りまとめるなど、適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

4、農業の支援について農林水産部長にお尋ねします。

岡山県の農林水産業被害は被害総額で約210億円と深刻です。農業者が以前の営農を再開するには生活再建と合わせて行うこともあり大変な困難を伴います。「トラクターやコンバインもすべて使えなくなり買い替えれば1000万円はかかる」「もう年金暮らしで農業を再開する元気が出ない」などの声を聞いています。この度、資機材の購入・修繕料等に関する助成や、農地の土砂の公費撤去、ブドウや桃が収穫できるまでの肥料などへの補助などいくつも支援の拡大をしていただいています。

倉敷市真備町には水稲が約400haの優良な農地が広がっていますが、農家の高齢化も深刻でこの災害で、家の再建もままならず離農することや、少なく

とも来年の作付けまでに真備町に帰れるめどが立たない農家もあります。問題は、農地の原形復旧には、過去の事例からすると概ね10%程度の自己負担が必要と聞いており、また申請主義なので、集積を進めやる気のある方々に頑張ってもらっていただくにしても虫食的に復旧できないところができ、来年の作付けに間に合わない状況が起こる可能性があります。ぜひ、農地の原形復旧だけは県としての独自支援をつくり、倉敷市とも協力して進めていただきたいと考えますがいかがですか。

農林水産部長

お答えいたします。

農地の原形復旧支援についてのご質問であります。国は、今回の災害について、激甚災害の指定を行っており、通常の災害復旧事業に比べ、国の補助率がかさ上げされる予定であることから、お話の県としての独自支援は考えておりませんが、早期の営農再開に向け、小田川沿いの排水機場について、地元市町の要請を受け、県が市町に代わって復旧に取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き、円滑な災害査定に向けた技術的支援を行うとともに、復旧の主体となる倉敷市が所有者等に対し、農地の復旧や流動化等の意思確認の調査を実施していると聞いており、その結果を踏まえ、農地復旧の意向のないケースについては、市や農業委員会、農地中間管理機構等と連携し、農地の利用を望む農業者等を斡旋するなど、全ての農地が復旧されるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

須増議員

今のお話ですと、意向のない申請のない農地については斡旋をしていく、行政が積極的にやっていると、ということなんですけれども、斡旋する場合でも、その持ち主が申請されなければ、集積をして頑張ろうとしている人たちの大きな負担になっていくという、ことになりますので、そこにハードルが出てくるのではないかと、心配している訳です。そこになんらか、この県としてちゃんと整備をされていくシステムが必要だと考えるんですけれども、その問題点についてはどう考えますか。

農林水産部長

再質問にお答えします。

農地の斡旋等行う際に、借りられる方の負担という部分でございますけれども、現在倉敷市において先ほどお話をさせて頂きましたように、農家の意向確認

の調査を行っております。基本的にはその結果をふまえて、仮に農地復旧の意向がないケースが明らかになった場合にはですね、先ほど答弁でお答えしましたように、農地の利用を望む農業者の方に斡旋するわけでございますけれども、基本的にはやはりその場合にはその農地を借りて頂く方に、ある程度の負担をして頂くということになろうかと思っておりますけれども、一方で集積を望まれる方にはそうした負担と、ご自分の収益部分そういったものをお考えいただいて、最終的にご判断されるという風に考えております。県と致しましてはしっかり情報提供を行いましてですね、真備地区の農地すべてが復旧し、再開できるような取組みをしっかりと支援して参りたいと考えております。以上でございます。

5、中小企業者支援について、産業労働部長にお聞きします。

働く場が再生できなければ地域は復興しません。今回、「グループ補助金」「小規模事業者持続化補助金」の措置が決まり、この補助制度をしっかりと活用していただけるよう取り組んでいただいております。多くの事業者が対象となれるよう努力されていることは承知しております。ただし、グループ補助金は、原則として賃貸物件は商品とみなされるために賃貸人は補助されません。つまり、住宅用の賃貸マンションやアパートの賃貸人は補助の対象外です。例外的に賃借人が事業者で被災後も継続して当該物件で事業する場合は、その賃貸人には補助をされますが、この場合であっても、空いていたテナントや貸していた事業者が事業をやめてしまう場合は、補助対象から除外されます。倉敷市は、このたびの二つの補助金申請事業者に市独自で10万円の補助金を支給することとされています。倉敷市も支援に力を入れているところであり、県としては補助対象から漏れる事業者の支援を中心に進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

産業労働部長

お答えいたします。

中小企業者支援についてのご質問であります。県では、国と連携し、グループ補助金や危機対策資金などの支援制度を設け、また、市町村等においても地域の実情に応じて独自の助成措置を講じるなど、被災された事業者の復旧・復興に向けて様々な取組を行っているところであります。

県としては、お話の補助対象とならない事業者を独自に支援することは考えておりませんが、今後とも、こうした支援制度の内容を丁寧に説明し、事業者の方々に活用していただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

支援を進めることは考えていないという事で、大変残念なんですけれども、丁寧に説明するとおっしゃって下さったので、お伺いするんですけれども、地域の商工会議所を中心に随分、大変お忙しく相談活動をされています。人員が足りなくてスムーズに営業再開に向けての、相談活動の手立てを増やして頂きたいんですけれども、その丁寧におっしゃっていただいた部分はどのようなことを考えていらっしゃいますか。

産業労働部長

再質問にお答えします。丁寧な説明というのはどういったことかというご質問でございます。これまでもですね、商工会議所を通じた要望があって、地域で説明会をしてきておりますけれども、引き続き、それだけに限らず、ある地域、あるグループのご要望がありましたら、それにも対応しながら、内容は一緒かもしれないですけれども、そういった色々な所で丁寧に対応することはとても大事な事だと思っております。今後とも、ご意見ございましたら我々はいつでも出て行けるような体制を整えておりますので、対応して参りたいと思っております。